

昭和音楽大学短期大学部 長期履修学生制度

【長期履修学生】

あらかじめ自ら在学习年限を設定し、3 年または 4 年の在学期間を経て、短期大学部の卒業資格（短期大学士の学位）を取得する制度です。

対象者は、下記の「3. 出願資格」を有し、次の「対象者①～④」のいずれかに該当する者としてします。

選考では、入学志願者の学修目的、学修計画と本学のカリキュラムが適合するかどうかを面接で確認をし、そのうえで合否決定します。

【対象者】

- ①入学時において有職者であって、職務上の事情により学修時間の制約がある者
- ②自らが学費を支払うために就労を余儀なくされる事情のある者で、学修時間の制約がある者
- ③家事、育児、介護等に従事している者で、その事情により学修時間の制約がある者
- ④その他、本学が長期履修学生の必要があると認めた者

【申込み～入学試験までの流れ】

・必ず事前に入試広報室（Tel.0120-86-6606）へご相談ください。

2022 年度の履修要綱（カリキュラム）、時間割表を参考に学修計画を想定いただく必要があります。本学より必要書類を送付します。

なお、長期履修学生を希望する理由や志願者の学修目的、学修計画が本学のカリキュラムと適合しない場合は、出願ができません。

・受験日を決定してください。（3 ページ参照）

・出願時に出願書類の他に長期履修学生入試に必要な「長期履修学生面接票」を一緒に提出してください。

・選抜科目の他に、長期履修学生面接を受けてください。

※長期履修学生面接票に基づき、志願者の学修目的および学修計画を確認します。

1. 募集人員 若干名

2. 修業年数 3 年または 4 年

3. 出願資格

次の（1）～（3）のいずれかに該当する者

- （1）高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者および 2023 年 3 月卒業見込みの者
- （2）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者および 2023 年 3 月修了見込みの者
- （3）学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
および 2023 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者

4. 出願書類

90～91 ページを参照

5. 入学者選抜科目

- （1）56～77 ページを参照
- （2）長期履修学生面接

6. 学費等

学費の納入方法は、一括して納める《全納》を原則としますが、事情により、第1期（入学時）・第2期（9月）の2回に分けて《分納》することもできます。

修業年数3年の場合

	項 目	第1期	第2期	備 考
入学年度 (年額)	入学金	100,000	—	入学時のみ
	授業料	463,000	463,000	第1期、第2期で分納可
	施設費	210,000	210,000	第1期、第2期で分納可
	合 計	773,000	673,000	全納合計 1,446,000 円
翌年度以降 (年額)	授業料	463,500	463,500	第1期、第2期で分納可
	施設費	210,000	210,000	第1期、第2期で分納可
	合 計	673,500	673,500	全納合計 1,347,000 円

その他、学生会費 17,500 円、同僚会費 28,000 円を本学が代理徴収します。

修業年数4年の場合

	項 目	第1期	第2期	備 考
入学年度 (年額)	入学金	100,000	—	入学時のみ
	授業料	347,500	347,500	第1期、第2期で分納可
	施設費	157,500	157,500	第1期、第2期で分納可
	合計	605,000	505,000	全納合計 1,110,000 円
翌年度以降 (年額)	授業料	347,500	347,500	第1期、第2期で分納可
	施設費	157,500	157,500	第1期、第2期で分納可
	合 計	505,000	505,000	全納合計 1,010,000 円

その他、学生会費 17,500 円、同僚会費 28,000 円を本学が代理徴収します。

注1：修業予定年数より1年または2年早く卒業要件単位を修得し、卒業を希望する場合は、当該卒業年度中に卒業までに納入すべき学納金（授業料、施設費等）の全額を納入することで卒業可とします。

注2：教職課程受講料（年額 50,000 円）、介護等体験費用（約 10,000 円）、教職免許状一括申請費用（約 4,000 円）、司書課程受講料（登録時のみ 60,000 円）は履修希望者のみ入学後に別途納入となります。

※受講料は 2022 年 4 月 1 日現在のものです。

7. その他

(1) 主科実技について

卒業要件である実技等の単位を2年次までに修得し、3年次以降も実技科目の履修を希望する場合は、別途授業料を納入する必要があります。

(2) 履修単位数の上限について

1年間に履修できる単位数の上限は、長期履修生（3年間）は32単位まで、長期履修生（4年間）は24単位までとしています。

(3) 教職課程の履修について〈音楽と社会コースおよびバレエコースはのぞく〉

教育職員免許状の取得には教職課程を履修する必要があります。教職課程科目のうち「教育実習」は3週間以上連続した実習が課せられます。また授業科目以外に介護等体験が7日間必要で2日間、5日間の連続した日程で実施、時間割以外でも特別授業等の出席が必要となります（養護学校2日間、社会福祉施設5日間）。

(4) 時間割外の特別出校日について

実技試験、補講、集中講義、学外授業などは、長期履修学生の予定曜日以外に出校する必要があります。

(5) バレエコースは、長期履修学生制度を使うことができません。